　　　　飼養施設等の管理の方法・構造

（該当する□にチェック（✓）をしてください）

１　ケージ等の材質、構造、転倒防止措置（施行規則第３条第２項）

|  |  |
| --- | --- |
| 材質 | □金属  □プラスチック  □その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 構造 | □おり型（格子で囲まれ、天井があるもの）  □網室型（網で囲まれ、天井があるもの）  □擁壁式（壁で囲まれ、天井がないもの）  □空堀式（空堀で囲まれているもの）  □柵式（柵や格子、網で囲まれ、天井がないもの）  □水槽型（水槽又はこれに類する構造のもの）  □プレイルーム型（動物が部屋全体を自由に行動できるもの）  □その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 【犬猫の飼養施設】  ケージ等と訓練場 | □床材は金網ではない  □床材は金網＋トレー・クッション・マット・寝床・その他（　　　　　）  □錆、割れ、破れ等の破損なし |
| 転倒防止  措置 | □平置き  □床・壁・柱等に確実に固定  □その他（　　　　　　　　　　　　　） |

２　犬又は猫の飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の管理の方法

□　1日1回以上飼養施設の巡回、保守点検、ケージ等の清掃を行い、汚物や食べ残しなどを適切に片付けて、清潔を保持。これらの清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を5年間保管。（基準省令第２条第１号イ(1)(2)(3)ハ(3)）

□　鳴き声、臭い、毛等により、周辺の生活環境を著しく損なわないよう管理及び措置を講じる。（基準省令第２条第１号イ(4)(5)）

　　　【具体的措置の内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】

□　逸走（脱走）しないよう管理。（必要に応じて飼養施設、ケージ等、訓練場に施錠）（基準省令第２条第１号イ(6)ハ(6)）

　　　【施錠場所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】

□　ケージ等に、給餌と給水のための器具を備える。（一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合を除く。）（基準省令第２条第１号ハ(1)）

□　ケージ等に、生態や習性、飼養期間に応じた遊具や休息等のための設備がある。

（基準省令第２条第１号ハ(2)）

　　　【取り付けた設備：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】

□　ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く。（基準省令第２条第１号ハ(4)）

　　【　受け皿　・　床敷き　・　トイレ　・　その他　（　　　　　　　　 　）】

□　【訓練業・保管業】犬猫を搬出するたびにケージ等を清掃・消毒。（基準省令第２条第１号ハ(5)）

□　分離型のケージ等とは別に一体型以上の広さの運動スペースがあり、常に運動させられる状態。（基準省令第２条第１号ハ(7)）

　□　その他